

「紙巻たばこ三級品に係るたばこ税及びたばこ特別税の特例税率の廃止に伴う手持品課税の取扱いについて」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の意義)</p> <p>1 この通達において用いる次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) (省略)</p> <p>(9) 手持品課税の日 平成28年から<u>平成30年</u>までの各年における4月1日及び<u>平成31年10月1日</u>をいう。</p> <p>(10)～(26) (省略)</p> <p>(所持者の判定)</p> <p>3 手持品課税の納税義務者は、所有名義人のいかんを問わず、手持品課税製造たばこを現に所持する販売業者等(以下「所持者」という。)であり、次に掲げる紙巻たばこ三級品については、それぞれ次に掲げる者を所持者として取り扱う。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) <u>手持品課税の前日に販売業者に販売され又は販売業者から返品された紙巻たばこ三級品で、手持品課税の時に運送途中にあるもの</u> 当該紙巻たばこ三級品の運送先の貯蔵場所における荷受人たる販売業者等</p> <p>(手持品課税に係るたばこ税等の納付等)</p> <p>7 手持品課税に係るたばこ税等の納付等については、次の点に留意する。</p> <p>(1) 改正法附則第52条第5項(同条第9項、第11項又は第13項において準用する場合を含む。)の規定により、次に掲げる場合の手持品課税に係るたば</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>1 この通達において用いる次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) (同左)</p> <p>(9) 手持品課税の日 平成28年から<u>平成31年</u>までの各年における4月1日をいう。</p> <p>(10)～(26) (同左)</p> <p>(所持者の判定)</p> <p>3 手持品課税の納税義務者は、所有名義人のいかんを問わず、手持品課税製造たばこを現に所持する販売業者等(以下「所持者」という。)であり、次に掲げる紙巻たばこ三級品については、それぞれ次に掲げる者を所持者として取り扱う。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 手持品課税の時に運送途中にある<u>紙巻たばこ三級品</u> 当該紙巻たばこ三級品の運送先の貯蔵場所における荷受人たる販売業者等</p> <p>(手持品課税に係るたばこ税等の納付等)</p> <p>7 手持品課税に係るたばこ税等の納付等については、次の点に留意する。</p> <p>(1) 改正法附則第52条第5項(同条第9項、第11項又は第13項において準用する場合を含む。)の規定により、次に掲げる場合の手持品課税に係るたば</p>

改 正 後	改 正 前
<p>こ税等の納期限は、平成28年9月30日（同条第9項において同条第5項を準用する場合にあっては平成29年10月2日、同条第11項において同条第5項を準用する場合にあっては平成30年10月1日又は同条第13項において同条第5項を準用する場合にあっては平成32年3月31日）となる。</p> <p>イ・ロ （省略）</p> <p>(2) （省略）</p> <p>(3) 期限後申告書が提出された場合において、通則法第66条第7項《無申告加算税》に規定する要件を満たしたときには、無申告加算税が課されないことに留意する。</p> <p><u>(納税申告書への押印に代わる方法の適用届出)</u></p> <p><u>9 改正法附則第52条第14項に規定する同項の規定の適用を受ける旨の届出は、手持品課税の日分ごとに、同項の規定の適用を受けようとする納税申告書の提出期限までに、別紙様式4「たばこ税及びたばこ特別税の手持品課税納税申告書への押印に代わる方法の適用届出書（紙巻たばこ三級品用）」（以下「適用届出書」という。）により国税庁長官に提出する必要があることに留意する。</u></p> <p><u>なお、適用届出書の提出後、その届出をした事項に異動を生じた場合には、遅滞なく、その異動に係る事項を記載した適用届出書を国税庁長官に提出する必要があることに留意する。</u></p>	<p>こ税等の納期限は、平成28年9月30日（同条第9項において同条第5項を準用する場合にあっては平成29年10月2日、同条第11項において同条第5項を準用する場合にあっては平成30年10月1日又は同条第13項において同条第5項を準用する場合にあっては平成31年9月30日）となる。</p> <p>イ・ロ （同左）</p> <p>(2) （同左）</p> <p>(3) 期限後申告書が提出された場合において、通則法第66条第6項《無申告加算税》に規定する要件を満たしたときには、無申告加算税が課されないことに留意する。</p> <p><u>(新 設)</u></p>

改正後

別紙様式2-4

戻入れ・移入 紙巻たばこ三級品のたばこ税及びたばこ特別税手持品課税済確認申請書

【平成31年10月1日手持品課税済分】

受取印 平成 年 月 日		製造場の所在地及び名称 (〒 - -) (電話番号 - - -)		整理番号 ※
		住所 (〒 - -) (電話番号 - - -)		
		氏名又は名称及び代表者氏名 (フリガナ)		
		法人番号 <small>※ 個人番号(マイナンバー)の記載は不要です。</small>		<small>※ 個人番号は、税務署提出用2通の内1通のみに記載してください。</small>
税務署長 殿		同上代理人		
下記の紙巻たばこ三級品について、所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号)附則第52条第13項において準用する同条第6項に規定する確認を受けたいので、申請します。				
製造場に戻入れ又は移入された紙巻たばこ三級品	数量	本		
	税額	円		
紙巻たばこ三級品を製造場に戻し又は移送した者	住所又は居所	(〒 - -) (電話番号 - - -)		
	氏名又は名称			
手持品課税を受けた時における貯蔵場所の所在地及び名称等	貯蔵場所の所在地及び名称	(〒 - -) (電話番号 - - -)		
	住所又は居所	(〒 - -) (電話番号 - - -)		
	氏名又は名称			
戻入れ(移入)年月日		平成 年 月 日		
戻入れ又は移入の場合における、控除又は還付を受けるための申告書の月分		平成 年 月分		
その他参考となるべき事項				
※上記について、申請のとおり確認しましたので、たばこ税法の一部改正に伴う経過措置に関する政令(平成27年政令第156号)第1条第9項において準用する同条第5項の規定により、通知します。				
平成 年 月 日		税務署長 ⑥		
※ 税務署 整理欄	番号確認			

- (注) 1 この申請書は、2通提出してください。
 2 この申請書には、申請に係る紙巻たばこ三級品について手持品課税の適用を受けた者を通じて交付を受けた「紙巻たばこ三級品のたばこ税及びたばこ特別税手持品課税対象証明書」を添付してください。
 なお、戻入れ又は移入場所と貯蔵場所が同一税務署管内の場合には添付の必要はありません。
 3 ※印欄は、記入しないでください。

改正前

別紙様式2-4

戻入れ・移入 紙巻たばこ三級品のたばこ税及びたばこ特別税手持品課税済確認申請書

【平成31年4月1日手持品課税済分】

受取印 平成 年 月 日		製造場の所在地及び名称 (〒 - -) (電話番号 - - -)		整理番号 ※
		住所又は居所 (〒 - -) (電話番号 - - -)		
		氏名又は名称及び代表者氏名 (フリガナ)		
		個人番号又は法人番号 <small>※ 個人番号(マイナンバー)の記載は不要です。</small>		<small>※ 個人番号は、税務署提出用2通の内1通のみに記載してください。</small>
税務署長 殿		同上代理人		
下記の紙巻たばこ三級品について、所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号)附則第52条第13項において準用する同条第6項に規定する確認を受けたいので、申請します。				
製造場に戻入れ又は移入された紙巻たばこ三級品	数量	本		
	税額	円		
紙巻たばこ三級品を製造場に戻し又は移送した者	住所又は居所	(〒 - -) (電話番号 - - -)		
	氏名又は名称			
手持品課税を受けた時における貯蔵場所の所在地及び名称等	貯蔵場所の所在地及び名称	(〒 - -) (電話番号 - - -)		
	住所又は居所	(〒 - -) (電話番号 - - -)		
	氏名又は名称			
戻入れ(移入)年月日		平成 年 月 日		
戻入れ又は移入の場合における、控除又は還付を受けるための申告書の月分		平成 年 月分		
その他参考となるべき事項				
※上記について、申請のとおり確認しましたので、たばこ税法の一部改正に伴う経過措置に関する政令(平成27年政令第156号)第1条第9項において準用する同条第5項の規定により、通知します。				
平成 年 月 日		税務署長 ⑥		
※ 税務署 整理欄	番号確認	身元確認	確認書類	
		<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	本人確認() 本人確認()	

- (注) 1 この申請書は、2通提出してください。
 2 この申請書には、申請に係る紙巻たばこ三級品について手持品課税の適用を受けた者を通じて交付を受けた「紙巻たばこ三級品のたばこ税及びたばこ特別税手持品課税対象証明書」を添付してください。
 なお、戻入れ又は移入場所と貯蔵場所が同一税務署管内の場合には添付の必要はありません。
 3 ※印欄は、記入しないでください。

改正後

別紙様式3-4

紙巻たばこ三級品のたばこ税及びたばこ特別税手持品課税対象証明書交付申請書

【平成31年10月1日手持品課税分】

取受印		整理番号	※
平成 年 月 日	営業所又は貯蔵場所 の所在地及び名称	(千 -) (電話番号 - -)	
申請者	住所	(千 -) (電話番号 - -)	
	氏名又は名称 及び代表者氏名	(フリガナ)	◎
	法人番号	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。	※ 法人番号は、税務署提出用2通の「1」欄のみに記載してください。
	同上代理人		◎
税務署長 殿			
下記の紙巻たばこ三級品が、所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）附則第52条第12項の規定によるたばこ税及び第105条第9項の規定によるたばこ特別税を課された、又は課されるべきものであることについてのたばこ税法の一部改正に伴う経過措置に関する政令（平成27年政令第156号）附則第1条第9項において準用する同条第4項に規定する証明書の交付を申請します。			
製造者が、たばこ税及びたばこ特別税の控除又は還付を受けようとする紙巻たばこ三級品	数量	本	
	税額	円	
紙巻たばこ三級品の製造者	戻入れ又は移入に係る製造場の所在地及び名称		
	住所又は居所		
	氏名又は名称		
参考事項			
手持品課税対象証明書			
※上記の紙巻たばこ三級品は、所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）附則第52条第12項の規定によるたばこ税及び第105条第9項の規定によるたばこ特別税を課された、又は課されるべきであることを証明します。			
(証明) 第 号			
平成 年 月 日			
税務署長 殿 ◎			
※ 税務署整理欄	番号確認	身元確認	確認書類
		<input type="checkbox"/> 済	個人カード・通知カード・運転免許証
		<input type="checkbox"/> 未済	その他 ()

(注) 1 この申請書は、2通提出してください。
2 ※印欄は、記入しないでください。

改正前

別紙様式3-4

紙巻たばこ三級品のたばこ税及びたばこ特別税手持品課税対象証明書交付申請書

【平成31年4月1日手持品課税分】

取受印		整理番号	※
平成 年 月 日	営業所又は貯蔵場所 の所在地及び名称	(千 -) (電話番号 - -)	
申請者	住所又は居所	(千 -) (電話番号 - -)	
	氏名又は名称 及び代表者氏名	(フリガナ)	◎
	個人番号又は法人番号	※ 個人番号の記載は不要です。個人番号の記載は、この欄に記載してください。	※ 法人番号は、税務署提出用2通の「1」欄のみに記載してください。
	同上代理人		◎
税務署長 殿			
下記の紙巻たばこ三級品が、所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）附則第52条第12項の規定によるたばこ税及び第105条第9項の規定によるたばこ特別税を課された、又は課されるべきものであることについてのたばこ税法の一部改正に伴う経過措置に関する政令（平成27年政令第156号）附則第1条第9項において準用する同条第4項に規定する証明書の交付を申請します。			
製造者が、たばこ税及びたばこ特別税の控除又は還付を受けようとする紙巻たばこ三級品	数量	本	
	税額	円	
紙巻たばこ三級品の製造者	戻入れ又は移入に係る製造場の所在地及び名称		
	住所又は居所		
	氏名又は名称		
参考事項			
手持品課税対象証明書			
※上記の紙巻たばこ三級品は、所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）附則第52条第12項の規定によるたばこ税及び第105条第9項の規定によるたばこ特別税を課された、又は課されるべきであることを証明します。			
(証明) 第 号			
平成 年 月 日			
税務署長 殿 ◎			
※ 税務署整理欄	申請人	番号確認	身元確認
		<input type="checkbox"/> 済	個人カード・通知カード・運転免許証
		<input type="checkbox"/> 未済	その他 ()

(注) 1 この申請書は、2通提出してください。
2 ※印欄は、記入しないでください。


改正後

改正前

別紙様式 4

たばこ税及びたばこ特別税の手持品課税納税申告書への
押印に代わる方法の適用届出書(紙巻たばこ三級品用)

(新設)

 収受印	
平成 年 月 日 届出者 国税庁長官殿	(住 所)(〒 -)
	(電話番号 - -)
	(名称及び代表者氏名)(フリガナ)
	(法人番号)
平成 年 月 日現在におけるたばこ税及びたばこ特別税の手持品課税納税申告書への法人の代表者の押印について、所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号)附則第52条第14項の規定の適用を受けたいので、届出します。	
押印により難しい特別な事情	
押印に代わる方法	<input type="checkbox"/> 代表者印の印影の写しを印字
参 考 事 項	

※ 整 理 欄	整理番号		原 簿 整 理		番 号 確 認	
---------	------	--	------------	--	------------	--

- (注) 1 代表者印の印影の写しを印字する方法を押印に代わる方法とする場合には、当該印影を適宜の用紙に印字し、この届出に添付してください。
 2 記載事項に変更があった場合には、本様式により変更箇所を記載して提出してください。
 3 ※印欄は、記載しないでください。